# 長沼町合葬墓　ご案内

**～　合葬墓への埋葬を検討している方への注意事項　～**

長沼町合葬墓は、骨箱から焼骨のみを取り出して、直接埋蔵する合葬式のお墓です。
施設の性質上、一度埋蔵すると二度と取り出すことができませんので、ご利用にあたっては、ご親族の方とも十分に相談した上でお申し込みをして下さい。

- ■ ご遺骨を永年にわたって合同で埋蔵します。
- ■ 宗教・宗旨を問わずご利用いただけます。
- ■ お墓の継承や管理は必要ありません。

## 1. 長沼町合葬墓とは

合葬墓は、生活様式や価値観の多様化、少子高齢化や核家族化などにより社会を取り巻く環境が急速に変化する現状において、安心して暮らせる環境づくりのひとつとして、家族や親族によるお墓の継承や管理に不安のある方などに対し、埋蔵（お墓に遺骨を納めること）方法の選択肢を広げることを目的に、平成18年に整備しました。

合葬墓とは、ひとつのお墓に複数の焼骨（火葬後の遺骨）を埋蔵する合葬式のお墓で、長沼町合葬墓は約1，000体の焼骨を埋蔵することができます。管理は長沼町が行いますので、継承者の問題やお墓が放置されるなどの心配はありません。

また、使用条件等を満たした方であれば、人種、国籍、宗教、思想などに関係なく使用することができます。

## 2. 合葬墓申込の要件

◇下記のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

1. 長沼町に本籍を有している方。
2. 長沼町に3親等以内の親族を有している方。
3. 町民であった方（町内に1年以上居住していた方又は本籍を有していた方）。

※生前申込みは受け付けません。

## 3. 使用料

◇焼骨1体につき50，000円　※3体以上（1申請につき）150，000円

（合葬墓を永代に使用するための使用料で、年間の管理料はかかりません）

※使用許可申請時に納付書を発行しますので、金融機関にて使用料をお支払い下さい。

## 4. 申請受付の期間と場所

◇受付場所

税務住民課町民生活係（役場1階　③番窓口）

◇受付時間

役場開庁日の9時から 16 時（お手続きには 30 分程度の時間を要します。）

## 5. 申請に必要な書類

◇下記の書類をご持参下さい。

1. 合葬墓使用許可申請書（税務住民課町民生活係にあります）
2. 申請者の住民票の写し（世帯全員の本籍・続柄記載のもの）
3. 申請者の公的な身分証明書（免許証、マイナンバーカードなど）
4. 亡くなった方の火葬許可証、改葬許可証、収蔵許可証のいずれか1つ

①火葬許可証：初めて納骨する場合に使用

②改葬証明証：町内外の墓地等から改葬する場合（町外からの改葬は他市町村で交付）

③収蔵証明書：納骨堂等の管理者が交付するもの。

5.使用料（1体あたり50，000円）　※3体以上（1申請につき）150，000円

6. 印鑑（認印でも可）　※これらのほか、戸籍証明などが必要となる場合があります。

## 6. 申請から納骨までの手続き

◇手続きの流れ

申請する方は、以下のとおり使用許可の手続きを行っていただきます。

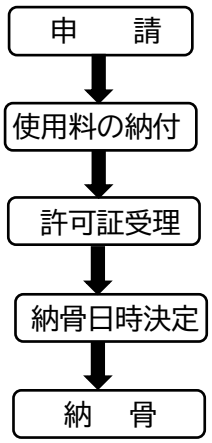


①税務住民課町民生活係にて書類を受け付けます。

②使用許可申請書確認後、納付書にて指定の金融機関にて使用料を納付して下さい。

③使用料の納付が確認できましたら、許可書を発行します。

④合葬墓使用許可書を受理した後に、納骨を行う日時を決定します。

⑤決定した日時に、埋蔵するお骨と合葬墓使用許可書をご持参下さい。

## 7. 納骨方法

1. 役場で使用許可申請を行っていただいた際、納骨の日程調整を行います。
2. 納骨日当日は、申請時にお渡しした許可書とご遺骨をお持ちになり、長沼町伏古墓地へお越し下さい。
3. ご遺骨は、骨つぼなどに入った状態でお持ち下さい。納骨に際して、骨つぼの中の焼骨のみ納めていただくことになります。納骨は基本的にご自身でしていただくこととなりますが、事情があれば職員で対応させていただくこともできますので、ご相談下さい。
4. 個人の遺品などを一緒に納めることはできません。骨つぼに同梱している場合は、引渡し前に取り除いて下さい。(納骨時に発見された場合は、お持ち帰りいただきます。)
5. 骨つぼなどは役場で処理することはできません。あらかじめ葬儀会社等にご相談下さい。
6. 合葬墓への納骨は、4 月 15 日～11 月 15 日(土・日・祝日除く)の間とし、午前 9 時 00 分から午前 11 時 00 分及び午後 1 時 30 分から午後 4 時までです。
7. 施設の構造上、内部は土間となっておりますので、結露や地下水がたまる場合があります。

## 8. 参拝方法

1.合葬墓前に献花台が設けてあり、花と線香を供えることができますが、供物は必ずお持ち帰り下さい。

## 9. 注意事項

1. 合葬式のため、合葬墓に納めたお骨は取り出すことが出来ません。必ず親族間でよく話し合ってから、お申込み下さい。
2. 現在、お骨を管理されていない方は使用できません。(生前の予約申し込みはできません)
3. 墓誌を設置していないため、名前を刻むことはできません。
4. 町では宗教的な供養を行いません。
5. 町でお骨を一時保管等することはできません。
6. ご利用にあたっては職員の指示にしたがって下さい。
7. 納骨時の宗教的儀式はしていただいて構いませんが、申請者本人により手配をお願いします。

## 10. 合葬墓への案内図

住所：夕張郡長沼町 1134 番地　伏古墓地内

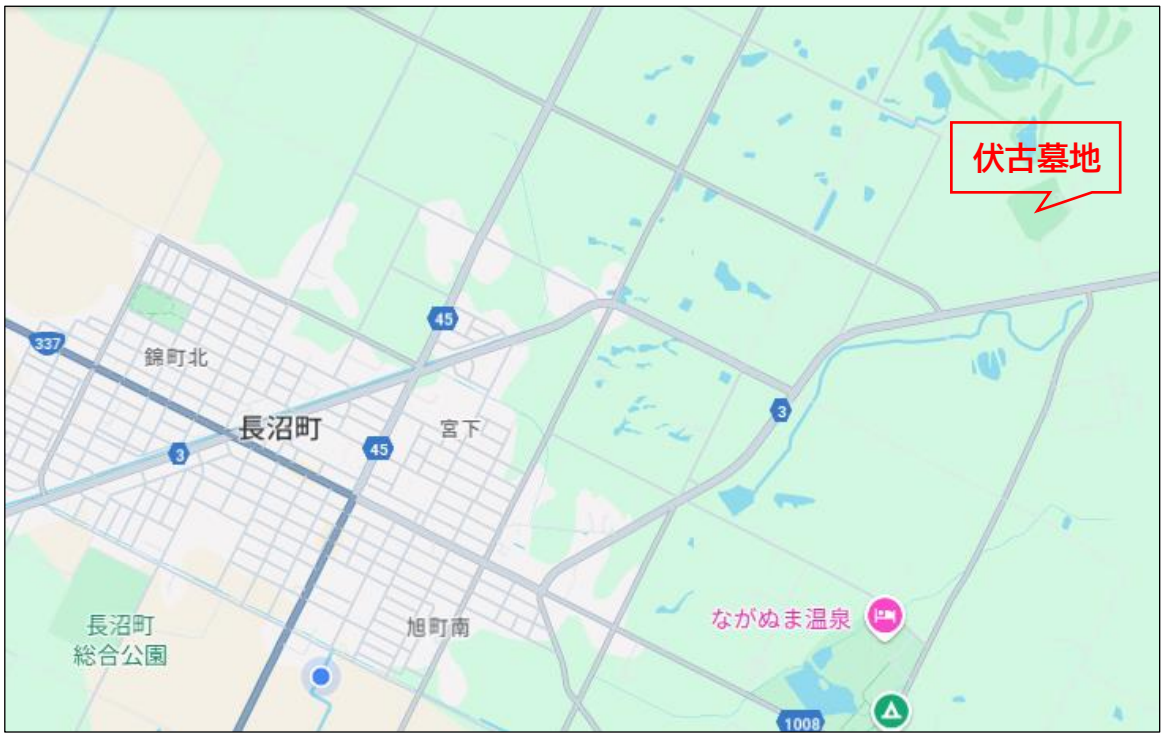


**お問い合せ先**

長沼町税務住民課町民生活係

〒069-1392

北海道夕張郡長沼町中央北１丁目１番１号

℡：0123-76-8012　FAX:0123-88-4836

E-mail：zeimujyuumin@ad.maoi-net.jp